



2021年5月21日

各 位

会社名 GFA 株式会社
代表者名 代表取締役 片田 朋希
(コード番号：8783)
問合せ責任者 経営企画部 主任 西野麻衣
(TEL 03-6432-9140)

第三者割当による新株式及び 行使価額修正条項付第7回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2021年5月21日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下「本株式」といいます。）及び行使価額修正条項付第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」）（以下、総称して「本第三者割当」といいます。）の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集の要項

①本株式

(1)	払込期日	2021年6月7日
(2)	発行新株式数	普通株式 1,329,400 株
(3)	発行価額	1株当たり 173円 発行価額は、2021年5月21日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式（以下、「当社株式」という。）の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に 8.9%ディスカウントした価額であります。
(4)	資金調達の額	229,986,200円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」をご参照下さい。

(5)	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下に記載する者（以下、個別に又は総称して「割当予定先（株式）」といいます。） 株式会社ウツミ屋 173,400 株 景祥針織有限公司 578,000 株 令和キャピタル有限責任事業組合 578,000 株
(6)	その他	前各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後を条件とします。

②本新株予約権

(1)	割当日	2021年6月7日
(2)	新株予約権の総数	普通株式 113,124 個
(3)	発行価額	総額 28,054,752 円（本新株予約権 1 個当たり 248 円）
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数：11,312,400 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。本新株予約権に係る下限行使価額は 100 円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は 11,312,400 株です。
(5)	資金調達の額	2,166,098,352 円 (内訳) 新株予約権発行分 28,054,752 円 新株予約権行使分 2,138,043,600 円 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に、全ての本新株予約権が行使された場合出資される財産の価額の合計額を合算した金額となります。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。また、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」に記載する発行諸費用を差引いた残額が実際の調達資金の額となります。

(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額：1株当たり189円</p> <p>当初行使価額は、2021年5月21日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）と同額であります。</p> <p>行使価額は、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。</p> <p>但し、修正日にかかる修正後の行使価額が100円（本新株予約権の発行に係る決議日直前取引日終値の53%）（以下「下限行使価額」といい、調整されることがあります。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。</p>								
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法</p> <table border="0"> <tr> <td>株式会社TKコーポレーション</td> <td>100,955個</td> </tr> <tr> <td>株式会社ウツミ屋</td> <td>1,587個</td> </tr> <tr> <td>景祥針織有限公司</td> <td>5,291個</td> </tr> <tr> <td>令和キャピタル有限責任事業組合</td> <td>5,291個</td> </tr> </table>	株式会社TKコーポレーション	100,955個	株式会社ウツミ屋	1,587個	景祥針織有限公司	5,291個	令和キャピタル有限責任事業組合	5,291個
株式会社TKコーポレーション	100,955個									
株式会社ウツミ屋	1,587個									
景祥針織有限公司	5,291個									
令和キャピタル有限責任事業組合	5,291個									
(8)	その他	<p>①本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、14営業日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。</p>								

	<p>②当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生後に、本新株予約権に係る割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結する予定です。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------

- (注) 1 割当予定先につきましては、「7. 割当先の選定理由（1）本第三者割当の予定先の概要」をご参照ください。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ではありますが、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、当社、連結子会社6社、持分法適用会社1社の計8社で構成されており、金融サービス事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業、不動産投資事業）、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業及びゲーム事業を主な事業として取り組んでおります。

当社は、2020年1月に投資銀行宣言を発表し、当面の事業戦略としてM&Aに注力し、収益基盤の安定化を図るとともに事業領域を拡大していく方針を掲げました。本方針に従い、不動産の収益化ツールとして2020年2月には「泊まれる本屋」をコンセプトにした宿泊施設を運営するアトリエブックアンドベッド株式会社（東京都港区南青山二丁目2番15号、代表取締役 片田 朋希）、ナイトクラブ「CLUB CAMELOT」を運営する株式会社CAMELOT（東京都渋谷区神南一丁目18番2号、代表取締役 高木 良）の2社の株式を取得し子会社化いたしました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府緊急事態宣言、政府及び自治体からの各種要請等を受けて、アトリエブックアンドベッド及びCAMELOTは、当社連結子会社となって間もない2020年4月から、店舗の臨時休業及び営業時間短縮等の営業自粛を行ってまいりました。また、顧客来店型の事業展開を行っているこれらの子会社では、東京オリンピックの開催延期や外出自粛等により需要が激減しており、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な悪影響を及ぼしてまいりました。

こうした状況を改善させるべく、2020年7月1日付適時開示「第三者割当による第6回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて公表したとおり第三者割当増資を実施し、第6回新株予約権の行使による調達資金を、不動産小口化クラウドファンディング「WARASHIBE」事業を展開する株式会社SATASとの資本業務提携のための出資に充当いたしました。さらにその後も、2020年11月30日付「資金使途の変更に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当初の充当予定を変更し不動産物件取得資金に充当するなど、既存事業の強化及び立て直しに注力するほか、CLUB CAMELOTリニューアル工事資金に充当してまいりましたが、その後の株価が低迷したことから、2021年3月31日付で株式会社TKコーポレーションより残存する第6回新株予約権17,228個を発行価格と同額で取得し消却することといたしました。

こうした取り組みを行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きく、2021年3月期の連結業績は、売上高2,652,804千円（前年同期比10.8%増）となり、経常損失1,347,281千円（前年同期は375,742千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失1,693,774千円（前年同期は488,116千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。2021年3月期末における現金及び預金残高は263,878千円となり、前連結会計年度末と比べ14,067千円増加しました。また、2021年3月期末における純資産合計は67,251千円となり、前連結会計年度末と比べ1,411,943千円減少しました。この結果、自己資本比率は2.9%（前連結会計年度末は42.7%）となりました。

2021年3月期では、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、今後の資金繰りにも懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するために、当社グループの役職員を対象としたストック・オプション制度の活用による手許資金の確保、各種給付金や雇用調整助成金制度の活用、新型コロナウイルス感染症特例貸付制度の活用を実行し、資金繰りの改善を図っております。具体的には、ストック・オプションとして役員に付与した新株予約権の払込及び行使により89,551千円の資金を確保いたしました。また、雇用調整助成金の申請により、従業員に支払う休業手当の助成として2020年6月から2021年3月の期間に121,025千円の給付を受けました。2020年5月に持続化給付金4,000千円、2020年5月から2020年7月に東京都感染拡大防止協力金3,000千円、2020年9月から2021年2月に家賃支援給付金12,748千円、2021年3月には営業時間短縮協力金6,420千円の給付を受けました。さらに、1年から2年間の返済猶予が付いた新型コロナウイルス感染症特例貸付により2020年4月から2020年10月に375,000千円の資金調達を行いました。

当社は、持続的な経営の早期安定化のため、新たな資金調達を必要としており、財務体質の改善及び運転資金ならびに事業資金の確保を行うため、下記「本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途」及び「本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり資金を必要としており、より迅速かつ機動的な意思決定を可能とする一定額の資金の確保が、現状の当社にとって肝要であると判断し、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本比率を改善させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記の「[本スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用いたしました。

(2) 資金調達方法の選択理由

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。そ

の結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株式及び本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

① 金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたこと。

② エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては適切ではないと判断したこと。また、当社は、時期を失しないよう早急、確実かつ機動的に資金を確保する必要があること。したがって、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資及び株主割当増資は必ずしも機動的とは言えず、今回の資金調達の方法として適さないこと。

③ いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、割当先となる既存株主の参加率が不透明であり、当社が必要とする資金調達を実現できない可能性があることから、今回の資金調達方法として適切ではないと判断したこと。

これらの検討を踏まえ、第三者割当による資金調達において、新株式の発行は、株式価値の希薄化を一時的に引き起こし、既存株主の利益を損なう恐れはありますが、確実に資金を調達できるメリットがあることから、割当予定先との新株式発行による資金調達の方法で交渉を重ねてまいりました。しかし、割当予定先との交渉において、当社の業績及び希薄化の規模を勘案すると全額を新株で引き受けることは難しく、一部を新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても当社の資金ニーズの規模が約18億円となることから、新株式と合わせて新株予約権の割り当てを実施することで、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあります。また、新株予約権は行使価額修正条項付とすることで、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使がされやすく、当社の資金調達という目的が達成しやすくなります。これらを鑑み、割当予定先と協議し新株式及び行使価額修正条項付新株予約権を併用する資金調達の方法を選択いたしました。

したがって、当社としましては、割当予定先に本新株式及び本新株予約権を併用する方法で割り当てる方法が本資金調達の方法として現時点における最良の選択であると判断いたしました。

〈本新株予約権の特徴〉

(本新株予約権のメリット)

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社と割当予定先は、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

①対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される

11,312,400株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権発行要項に従って調整されることがあります。

②取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、14営業日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

③譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ本割当契約により譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

④資金調達の蓋然性の向上

本新株予約権は行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。

(本新株予約権のデメリット)

①既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、11,312,400株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

②株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合や当社が行使価額を修正しない場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

③割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先は株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、当該割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、当該割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,396,084,552	134,340,428	2,261,744,124

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、資本金の増加の登記にかかる登録免許税等約8,386,200円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元)に対する新株予約権の算定費用2,500,000円、同社への有価証券届出書等作成支援費用1,250,000円、調査費用、弁護士費用、印刷会社費用その他として2,400,000円、GraSoo株式会社(東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 玄 勝文)(以下、「GraSoo」といいます。)に対する割当予定先の紹介手数料及びファイナンシャルアドバイザー

りー費用119,804,228円の合計額であります。

3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 借入金返済資金	174百万円	2021年6月
② 運転資金	55百万円	2021年6月～2021年9月
計	229百万円	

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
② 運転資金	48百万円	2021年6月～2021年9月
③ スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費	100百万円	2021年6月～2022年5月
④ 販売用不動産仕入資金	942百万円	2021年6月～2023年5月
⑤ 太陽光発電施設取得資金	942百万円	2021年6月～2023年5月
計	2,032百万円	

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. 調達資金は、上記、記載の順に充当します。

① 借入金返済資金

本第三者割当により調達する資金のうち174百万円については、当社における新型コロナウイルスの影響を織り込んだ資金繰りを鑑み、当社のキャッシュ・フローからの返済は困難と予測し、本第三者割当により調達する資金による返済期限が到来する下表の借入金（短期借入金残高の全額及び当該借入金の未払利息）の返済に充当いたします。なお、当該借入金の資金使途は運転資金の名目で借入しており、期日通りの返済を予定しております。

1) 借入金 (110百万円)

借入先	株式会社 Triad Finance
借入実行日	2020年2月28日
返済期日	2021年6月30日
当初借入金額	110百万円
利率	15.0%
利息	22百万円
担保	子会社である株式会社 CAMELOT の普通株式 160株
資金使途	運転資金

2) 借入金 (40百万円)

借入先	株式会社 Triad Finance
借入実行日	2021年2月19日
返済期日	2021年6月30日
当初借入金額	40百万円
利率	15.0%
利息	2百万円
担保	子会社である株式会社 CAMELOT の普通株式 40株
資金使途	運転資金

② 運転資金

「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な悪影響を及ぼしております。2022年3月期中に新型コロナウイルス感染症拡大は一定程度収束すると仮定しておりますが、当社グループの連結経常利益見込み額は21百万円にとどまっております。

資金繰りにおいては、以下、③～⑤に記載する事業の事業化には一定程度時間を要することから、2021年4月～2021年9月末までの期間において、103百万円の資金収支の赤字を見込んでおります。そのため、当社グループの運転資金の補填として、本新株並びに本新株予約権により調達する資金のうち103百万円充当することを予定しております。

③ スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費

当社は、新たな収益基盤の構築として、株式会社DKアソシエーション（住所：東京都港区西麻布二丁目12番2号、代表取締役：新井 幸夫）と共同事業であるスマートフォン向けゲーム開発を行っており、研究開発費として226百万円を投資しております。本ゲームは2021年5月のリリースを予定しておりますが、アイテム課金により収益化させる仕組みとなっており、当初の集客の拡大に大きく収益性が左右されます。そのため、本ゲームリリース及びイベントのタイミングに合わせてゲーム紹介サイトをアフィリエイト広告費として50百万円、及びイベント、TV媒体、雑誌媒体に向けたプロモーション費として50百万円を実施することで、本ゲームの収益性を高めることが可能であると判断し、本第三者割当により調達する資金のうち、計100百万円を本ゲームのプロモーション費として充当することを予定しております。

④ 販売用不動産仕入資金

これまで当社が携わってきた不動産投資事業において、販売用不動産の購入資金に充当するものであります。

当社は2020年より中古住宅のリフォーム再販事業に取り組んでまいりました。これまでに10物件の仕入・リフォーム・再販を行い、安定した収益を獲得いたしました。住宅市場は新型コロナウイルスの影響下においても堅調に推移しており、今後もさらに拡大することが予想されております。

中古住宅のリフォーム再販事業はリスクが少なく、安定的な収益が見込まれることから、当該事業拡大の資金として本第三者割当により調達した資金を充当する予定であります。

主に競売物件を想定しており、現時点においては、具体的な物件が合意に至っているものではありませんが、2021年6月から2023年5月までの期間において当該事業資金枠として942百万円を計画し、1件あたりの取得費用は25百万円程度を予定しております。在宅ワーク向けスペースの設置等、昨今のニーズに応じたリフォームをすることで、1物件当たり10%の収益を獲得し事業を継続させる予定としております。

⑤ 太陽光発電施設取得資金

当社グループは、安定的な収益基盤の確保に向け、不動産投資事業の一環として稼働中の太陽光発電施設に係る買取資金に充当することを計画しております。太陽光発電所などの再生可能エネルギーを利用した発電施設については、固定買取価格の見直しによるリスクがあるものの、新型コロナウイルスの感染拡大等パンデミック発生時においても安定した収益の獲得が見込まれます。現時点では、具体的な物件の合意には至っておりませんが、2021年6月から2023年5月までの期間において当該事業資金枠として942百万円を計画し、1件あたりの取得費用は150百万円程度を予定しております。なお、1物件あたり、年利で10%の収入を見込んでおります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本第三者割当により調達する資金は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の安定収益の確保及び企業価値向上とともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。

よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、財務体質の改善及び売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

① 本株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日(2021年5月20日)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値189円を基準とし、直前取引日の終値である189円から8.9%ディスカウントした173円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと

及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付以下、「日証協指針」といいます。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

また、発行価額のディスカウント率を8.9%とした経緯としましては、2021年3月期において、売上高2,652百万円（前年同期は2,392百万円）、営業損失1,464百万円（前年同期は298百万円の営業損失）と大きく減少していることや、純資産67百万円（前年同は1,479百万円）と大きく毀損した財政状態を総合的に勘案し、当社と割当予定先との発行価額における交渉の結果、日証協指針に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、当該発行価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である189円から8.9%のディスカウント、当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である154円から12.34%のプレミアム、当該直近取引日までの3カ月間の終値平均である152円から13.82%のプレミアム、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である158円から9.49%のプレミアムとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員からも、取締役会において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、また、8.9%のディスカウント率についても、本第三者割当による増資規模（23億円）の必要性、本第三者割当で発行する

当社株式の流通量が既存株主に与える影響（詳細は、下記「(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」を参照）、当社の業績及び信用リスク、割当予定先が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び日証協指針も勘案されていることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

②本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・

アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢 元）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（2021年5月20日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート-0.13%）、ボラティリティ（70.64%）、クレジット・コスト（25.66%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値（130,250株））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2021年6月8日から2023年6月7日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を248円（1株当たり2.48円）と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値（130,250株））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金248円（1株当たり2.48円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当初行使価額は当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2021年5月20日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値である189円と同額とし、本新株予約権の割当日以降、行使価額は到来する毎週金曜日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の91%に修正されるものといたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

なお、本新株予約権の当初行使価額は本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの1か月間の終値平均である154円から22.73%のプレミアム、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である152円から24.34%のプレミアム、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である158円から19.62%のプレミアムとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、本新株式及び本新株予約権に係る有価証券届出書の作成支援を行っておりますが、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それ

ぞれ1,329,400株（議決権数13,294個）及び11,312,400株（議決権数113,124個）の合計12,641,800株（議決権数126,418個）となり、2021年3月31日現在の発行済株式総数14,348,300株（議決権数140,461個）に対して、本新株式の発行により9.27%（議決権比率9.47%）、本新株予約権の発行により78.84%（議決権比率80.54%）の合計88.11%（議決権比率90.00%）の希薄化が生じます。

また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数12,641,800株に対して、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、314,264株であり、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式12,641,800株を行使期間である2年間（245日/年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は25,800株となり、上記1日あたりの平均出来高の8.21%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本資金調達及ぼす株価への影響は限定的であると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社といたしましては、今回の資金調達を、上記「5 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載する通り、必要不可欠であり、当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由

(1) 本第三者割当の予定先の概要

①株式会社 TK コーポレーション

(1)商号	株式会社 TK コーポレーション		
(2)本店所在地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー4階		
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 木内 孝胤		
(4)事業内容	経営コンサルティング業		
(5)資本金の額	100万円		
(6)設立年月日	2013年8月30日		
(7)発行株式総数	20株		
(8)決算期	6月		
(9)従業員数	2名		
(10)主要取引先	-		
(11)主要取引銀行	三井住友銀行		
(12)大株主及び持ち株比率	木内孝胤 100%		
(13)当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
最近3年間の経営成績及び財政状態 (千円)			
決算期	2018年6月期	2019年6月期	2020年6月期
連結純資産	△1,655	4,727	20,235
連結総資産	7,970	12,947	399,583
1株当たり連結純資産 (円)	△82,787.05	236,369.75	1,011,779.4
連結純収益	22,296	26,346	36,382
連結営業利益	1,516	7,537	-17,049
連結当期純利益	1,452	6,383	15,508
1株当たり連結当期純 利益 (円)	72,626.95	319,156.80	775,409.65
1株当たり配当金 (円)	-	-	-

②株式会社ウツミ屋

(1)商号	株式会社ウツミ屋		
(2)本店所在地	広島県広島市中区立町1番20号		
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 打海 英敏		
(4)事業内容	自然エネルギーによる発電事業及びその管理・運営事業 資産運用に関する事業 不動産等の賃貸借及び管理事業		
(5)資本金の額	10,000万円		
(6)設立年月日	2012年5月10日		
(7)発行株式総数	411万6,280株		
(8)決算期	3月		
(9)従業員数	5名		
(10)主要取引先	-		
(11)主要取引銀行	広島銀行		
(12)大株主及び持ち株比率	株式会社ウツミ屋総合サービス 37.4% 打海 啓次 18.7% 打海 英敏 15.8%		
(13)当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
最近3年間の経営成績及び財政状態(千円)			
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
純 資 産	22,479,396	21,443,180	20,558,249
総 資 産	28,584,131	23,110,994	22,254,034
1株当たり純資産	5,461.09円	5,209.35円	4,994.38円
売 上 高	441,912	160,879	2,734
営 業 利 益	△350,794	△381,263	△261,163
当 期 純 利 益	2,951,402	△324,350	△415,111
1株当たり当期純利益	719.56円	△79.08円	△101.23
1株当たり配当金(円)	-	150	40

③景祥針織有限公司

(1)商号	景祥針織有限公司		
(2)本店所在地	Flat C, 17/f, Block 2, Golden Dragon Industrial Centre, 162-170 Tai Lin Pai Road, Kwai Chung, New Territories, Hong Kong		
(3)代表者の役職・氏名	Director 施景祥 (Shih King Cheung)		
(4)事業内容	ニット製品の取引及びマスク製造		
(5)資本金の額	10,000 香港ドル		
(6)設立年月日	2009年8月27日		
(7)発行株式総数	10,000 株		
(8)決算期	3月		
(9)従業員数	10名		
(10)主要取引先	-		
(11)主要取引銀行	香港上海滙豐銀行		
(12)大株主及び持ち株比率	施景祥 (Shih King Cheung) 100.0%		
(13)当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
最近3年間の経営成績及び財政状態 (香港ドル)			
決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
純 資 産	△1,170,346	△861,157	△755,641
総 資 産	124,213	-	220,633
1株当たり純資産	△117.03	△86.16	△75.56
売 上 高	6,673,289	131,987,318	45,224,273
営 業 利 益	△707,970	242,540	105,153
当 期 純 利 益	△331,714	309,189	105,516
1株当たり当期純利益	△33.17	30.92	10.55
1株当たり配当金 (円)	-	-	-

④令和キャピタル有限責任事業組合

(1)名称	令和キャピタル有限責任事業組合
(2)所在地	東京都千代田区神田神保町一丁目18番1号千石屋ビル201号室
(3)設立根拠等	有限責任事業組合契約に関する
(4)組成目的	1. 有価証券の保有及び運用 2. 経営コンサルティング業務 3. 不動産等に関するコンサルティング業務 4. 資金運用等に関するアドバイザリー業務
(5)組成日	2019年12月2日
(6)出資の総額	1万円
(7)出資者及び出資比率	ニューエネルギーマネジメント合同会社 90.0% 菊本博之 10.0%
(8)業務執行組合員の概要	
名称	ニューエネルギーマネジメント合同会社
所在地	東京都千代田区神田神保町一丁目18番1号千石屋ビル201号室
代表者の役職・氏名	職務執行者 河上昌浩
事業内容	経営コンサルティング業務
資本金の額	1万円
(9)当社との関係等	
上場会社（役員・役員関係者・大株主含む）と当該ファンドの関係	当社と当該割当先の組合員との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該割当先の組合員並びに当該割当先の組合員の関係者及び関係会社との間には資本関係・人的関係・取引関係はありません。
上場会社と業務執行組合員の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該割当先の業務執行組合員並びに当該割当先の組合員の関係者及び関係会社との間には資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

本資金調達に際し、当社は割当先それぞれと個別に協議を行っており、割当先はそれぞれ独立した投資判断に基づき本資金調達への参加を決定しております。なお、割当先の間には資本関係、人的関係、取引関係を含み一切の関係はなく、相互に関連当事者には該当いたしません。

当社グループはM&Aを成長の柱とし2020年2月に2社を子会社化しましたが、2社とも顧客来店型の事業展開を行っておりコロナ禍の影響を大きく受けております。各種助成金、感染症特例貸付金等を活用し事業を継続してきましたが、当社グループの経営状況、財務状況に重大な悪影響を及ぼしており、増資による資金調達を検討し始めました。

①株式会社TKコーポレーション

株式会社TKコーポレーション（以下、「TKコーポレーション」といいます。）は2020年7月19日に実施した第三者割当増資による第6回新株予約権割当先であり、2021年2月までに123万株が行使されましたが、その後当社の株価が行使価額を下回る水準で推移し、行使が進まず資金調達が滞っていたことから、今後の資金調達の弊害となりうることも検討し、2021年1月下旬に当社は代表取締役である木内孝胤氏に同社が保有する第6回新株予約権の取得消却を打診いたしました。

その後、他社からの資金調達の議論が進まない状況となった際に、資金調達の必要性が生じたことから新たに本第三者割当増資に係る当社のフィナンシャル・アドバイザーとなったGraSooより本新株予約権のスキームを提案し第三者割当増資の打診を行いました。そして2021年2月下旬にGraSooの代表取締役である玄勝文氏の調整により、当社代表取締役である片田朋希とTKコーポレーションの代表取締役である木内孝胤氏が面談を行い、当社の経営方針及び資金ニーズおよび本新株予約権のスキームを説明したところ、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズと合致すると判断され、本第三者割当の引受に応じていただきました。

②株式会社ウツミ屋

株式会社ウツミ屋（以下、「ウツミ屋」といいます。）は、広島県に拠点を置く会社であります。当社代表の片田朋希が広島県出身であり、同郷時代に既知であり親交のあった代表取締役である、打海英敏氏に2021年2月上旬に資金調達の必要性について片田より説明を行い、当社の方針をご理解いただきました。その後、当社のフィナンシャル・アドバイザーであるGraSooが本新株予約権のスキームを提案し第三者割当増資の打診を行ったところ、当社の経営方針及び資金ニーズおよび本新株予約権のスキームに賛同いただき、本第三者割当の引受に応じていただきました。今回発行を予定している新株式及び新株予約権の行使により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであることから、同社を割当予定先として適切と判断し選定致しました。

③景祥針織有限公司

景祥針織有限公司（以下、「景祥針織」といいます。）は、ニット製品およびマスクの製造販売を行う香港に所在する法人です。同社は資金調達に係るフィナンシャル・アドバイザーであるGraSooより紹介を受け、2021年3月中旬に景祥針織有限公司はテレビ会議で先方の取締役である施景祥氏（Shih King Cheung）及び通訳であるLaion Shing氏に対し、当社代表の片田より当社の経営方針及び資金ニーズおよび本新株予約権のスキームを説明したところ、賛同いただき、本第三者割当の引受に応じていただきました。

今回発行を予定している新株式及び新株予約権の行使により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであることから、同社を割当予定先として適切と判断し選定致しました。

④令和キャピタル有限責任事業組合

令和キャピタル有限責任事業組合（以下、「令和キャピタル」といいます。）は日本国内の上場株式投資を目的に組成されたLLPです。同社も景祥針織同様に資金調達に係るフィナンシャル・アドバイザーであるGraSooより紹介を受け、2021年3月中旬に業務執行組合員であるニューエネルギーマネジメント合同会社の職務執行者である河上昌浩氏に、当社代表である片田より当社の経営方針及び資金ニーズおよび本新株予約権のスキームを説明したところ、賛同いただき、本第三者割当の引受に応じていただきました。今回発行を予定している新株式及び新株予約権の行使により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであることから、同社を割当予定先として適切と判断し選定致しました。

(3) 割当先の保有方針

①本株式

本株式の割当予定先であるウツミ屋、景祥針織及び令和キャピタルは、純投資を目的としております。また、本第三者割当増資により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、口頭で確認しております。なお、当社は、各割当予定先から、払込期日から2年以内に本株式の発行により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

②新株予約権

本新株予約権の割当予定先であるTK コーポレーション、ウツミ屋、景祥針織及び令和キャピタルは、純投資を目的としております。また、本第三者割当増資により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、口頭で確認しております。割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する取得等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。さらに、当社と割当予定先との間で、有価証券届出書の効力発生後、割当契約書を締結する予定です。また、当該割当契約書において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、施行規則第436条第1項から第5項までの定めに従い以下の内容を約することとしています。

・本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を割当予定先に

行わせないこと。

・割当予定先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めること。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、次のとおり割当予定先の資料提出を受け確認しております。

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、次のとおり割当予定先の資料提出を受け確認しております。

- ① TKコーポレーションから、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。割当予定先の2021年3月26日から2021年5月6日の預金通帳の写し並びに同社代表取締役木内孝胤氏の実父木内昭胤氏から同社に対する2019年1月1日付「コミットメントライン設定契約書」（金額：200百万円、コミットメント期限：2025年12月31日、貸出期間：12カ月以内、利率：0.5%、コミットメントフィー：融資未実行残高に対して年0.1%、無担保・無保証）を入手しており、同社が木内昭胤氏からの借入金を原資として本新株予約権の払込みに要する十分な現預金を保有していることを確認しております。併せて木内昭胤氏の預金通帳の写し及び不動産の登記簿謄本を入手し、貸付金の原資が銀行からの借入金である旨を確認いたしました。
新株予約権の権利行使資金につきましては、TKコーポレーションは一度に今般の行使金額の総額の権利行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の権利行使については、権利行使を行い取得した株式を売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返す方針であることの説明を木内孝胤氏より当社代表の片田朋希が口頭にて受けております。
- ② ウツミ屋から、本新株及び本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受け、割当予定先の2021年3月25日現在の預金通帳の写しを入手しております。また、2018年3月期から2020年3月期の同社の決算公告資料を入手し、資金の出所については全額自己資金である旨を口頭で確認しており、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金を保有していることを確認しております。
- ③ 景祥針織から、本新株及び本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受け、割当予定先の2021年4月15日現在の銀行口座の写しを入手しており、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金を保有していることを確認しております。
新株予約権の権利行使資金につきましては、一度に今般の行使金額の総額の権利行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の権利行使については、本新株を売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返す方針であることの説明を施景祥氏（Shih King Cheung）氏より当社代表の片田が口頭にて受けております。
- ④ 令和キャピタルから、本新株及び本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金を保有している旨の口頭による報告を受けております。また、2021年1月25日から2021年4月22日までの預金通帳の写し、並びに株式会社和円商事（東京都中央区日本橋久松町9番12号、代表取締役 本多 敏行）から同社に対する2021年4月22日付「金銭消費貸借契約書」（金額：200百万円、期限：2021年12月31日、金利：年1.2%、担保保証：なし）の写しを入手しており、株式会社和円商事からの借

入金を原資として、本新株及び本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額を上回る現預金を保有している旨の確認をいたしました。

併せて、株式会社和円商事からの貸付金の原資が自己資金である旨を、令和キャピタルより口頭並びに2018年12月期から2020年12月期の3期分の和円商事の決算書を入手の上確認しております。

新株予約権の権利行使資金につきましては、一度に今般の行使金額の総額の権利行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の権利行使については、本新株を売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返す方針であることの説明を同社の業務執行組合員であるニューエネルギーマネジメント合同会社の職務執行者である河上昌浩氏より当社代表の片田が口頭にて受けております。

上記各割当予定先から提出された資料により、本株式及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることを確認しております。なお、当該限度貸付契約には本株式及び本新株予約権（行使により取得した株式を含む）に対する担保設定等に関する条項はございません。

以上のことから、各割当予定先の払込みに要する資金については、資金調達の確実性があり、本株式及び本新株予約権の発行における払込みについては、問題ないと判断いたしました。

(5) 割当予定先及び関係先の実態

割当予定先であるTKコーポレーション、ウツミ屋、景祥針織、令和キャピタル及び業務執行組合員であるニューエネルギーマネジメント合同会社（以下「割当予定先等」という。）について、割当予定先等の役員、主要株主（主な出資者）及び関連会社と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂2丁目8番11号 代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(6) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

8. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前 (2021年3月31日現在)	
合同会社 CP1 号 匿名組合口	19.65%
寺岡 聖剛	1.75%
松村 茂樹	1.45%
村上 勇人	1.23%
佐々木 尊光	1.10%
高橋 孝治	0.85%
根岸 宏之	0.78%
平松 裕也	0.73%
滝川 守	0.68%
植木 秀憲	0.67%

- (注) 1. 募集前の大株主の構成及び持株比率は、2021年3月31日現在における発行済株式総数を基準としております。
2. 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式の保有方針が純投資であり、長期保有は約されていないことから、「募集後の大株主及び持株比率」は記載しておりません。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

9. 今後の見通し

本件による当社連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後、業績見通しが判明次第、速やかに開示いたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

当社が本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,329,400株及び11,312,400株の合計12,641,800株となり、2021年3月31日現在の発行済株式総数14,348,300株（議決権数140,461個）に対して、合計88.11%（議決権比率90.00%）の希薄化が生じることとなり、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨

時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である高橋健一氏（高橋健一法律事務所 東京都中央区銀座八丁目 10 番 5 号、代表弁護士：高橋健一）、宍田拓也氏（当社社外監査役）、豊崎修氏（当社社外監査役）の 3 名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を 2021 年 5 月 21 日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

（本第三者委員会の意見の概要）

（i）意見

本第三者割当には必要性及び相当性いずれも認められる。

（ii）意見に至る理由

1 資金調達の必要性

(1) 本第三者割当の目的

本第三者割当により調達した資金用途について、本新株式の発行により調達した資金については、①借入金返済資金、及び②運転資金に、また、本新株予約権の発行により調達した資金については、②運転資金、③スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費、④販売用不動産仕入資金、及び⑤太陽光発電施設取得資金に充当することを予定しているとのことである。

貴社においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府緊急事態宣言、政府及び自治体からの各種要請等の影響もあり、2021 年 3 月期の連結業績は、売上高 2,652,804 千円（前年同期比 10.8%増）となり、経常損失 1,347,281 千円（前年同期は 375,742 千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失 1,693,774 千円（前年同期は 488,116 千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となった。また、今後の資金繰りにも懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

そのため、貴社グループが優先的に対処すべき課題は、収益基盤の安定化及び財務状態の健全化という点にあるといえる。貴社グループにおいては、これまでも資金繰りの改善を図ってきたが、財務体質の改善及び運転資金ならびに事業資金を確保し、もって早期に持続的な経営の安定化を図るためには、より迅速かつ機動的な意思決定を可能とする一定額の資金の確保を行うことが重要であると考えられる。

上記を前提に、以下、上記①ないし⑤に関する資金調達の必要性について検討する。

(2) ①借入金返済資金について

貴社においては、2021年6月30日に返済期日を迎える借入金（当初借入金額合計150百万円、利率年15.0%）が存在している。

しかしながら、新型コロナウイルスの収束の見通しが見つからない現状において、その影響を織り込んだ資金繰りを鑑みると、貴社のキャッシュ・フローから上記借入金を返済することは困難であると考えられる。

したがって、貴社において、借入金返済のために資金を確保する高度の必要性が認められる。

(3) ②運転資金について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、貴社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な悪影響を及ぼしている。

2022年3月期中に新型コロナウイルス感染症拡大は一定程度収束すると仮定しているものの、貴社グループの連結経常利益見込み額は21百万円にとどまっている。

そして、下記③ないし⑤に記載する貴社の事業が事業化するためには一定程度時間を要することから、2021年6月ないし同年9月末までの期間において、103百万円の資金収支の赤字を見込んでいる。

そのため、貴社グループの運転資金の補填として、本新株式及び本新株予約権により調達する資金のうち103百万円を充当することを予定しているとのことであり、上記の観点から必要性が認められると考えられる。

(4) ③スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費について

貴社においては、新たな収益基盤を構築すべく、株式会社DKアソシエーション（住所：東京都港区西麻布2丁目12番2号、代表取締役：新井 幸夫）と共同事業であるスマートフォン向けゲーム（以下「本ゲーム」という。）を開発しており、2021年5月にリリースする予定である。

本ゲームはアイテム課金により収益化させる仕組みとなっているため、当初の集客の拡大に大きく収益性が左右される。本ゲームの認知度を上げ、集客を拡大させ、もって本ゲームの収益性を高めるためには、本ゲームに関する各種プロモーションを行うことが極めて重要となるものといえる。

そのため、貴社が開発中の本ゲームのプロモーション費を調達する必要性が認められる。

貴社においては、本新株予約権の発行により調達した資金のうち、本ゲームリリース及びイベントのタイミングに合わせてゲーム紹介サイトのアフィリエイト広告費として50百万円、及びイベント、TV媒体、雑誌媒体に向けたプロモーション費として50百万円、合計100百万円を本ゲームのプロモーション費として充当することを予定しているということであり、貴社の説明も合理的なものであると認められ、また上記の観点から必要性も認められる。

(5) ④販売用不動産仕入資金について

貴社においては、2020年より中古住宅のリフォーム再販事業に取り組んでおり、これま

でに 10 物件の仕入・リフォーム・再販を行い、安定した収益を獲得している。

住宅市場は新型コロナウイルスの影響下においても堅調に推移している一方で、中古住宅のリフォーム再販事業はリスクが少なく、安定的な収益が見込まれる。

これまでに貴社において取り組んでおり、安定した収益を獲得している中古住宅のリフォーム再販事業を継続、拡大することは、貴社において収益基盤の安定化及び財務状態の健全化に資するものである。

そのため、貴社において、収益基盤の安定化及び財務状態の健全化のために、実績のある中古住宅のリフォーム再販事業のための資金調達を行う必要性が認められる。

また、貴社の説明によれば、2021年6月から2023年5月までの期間において当該事業資金枠として942百万円を計画し、1件あたりの取得費用は25百万円程度を予定しているとのことである。

上記必要性に照らしても、貴社の説明は合理的なものであると認められる。

(6) ⑤太陽光発電施設取得資金について

上記のとおり、貴社において、2021年3月期では、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、今後の資金繰りにも懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。

そのため、貴社においては、財務体質の改善及び運転資金ならびに事業資金を確保し、もって早期に持続的な経営の安定化を図ることが必要な状況にあるといえる。

貴社の説明によれば、本新株予約権の発行により調達した資金のうち942百万円を2021年6月から2023年5月までの期間における、太陽光発電所などの再生可能エネルギーを利用した発電施設に係る買取資金に充当することを予定しているとのことである。

太陽光発電所などの再生可能エネルギーを利用した発電施設については、固定買取価格の見直しによるリスクがあるものの、新型コロナウイルスの感染拡大等パンデミック発生時においても安定した収益の獲得が見込まれるという貴社の説明は合理的なものであり、貴社が置かれた状況を踏まえると太陽光発電施設取得資金を調達する必要性が認められる。

(7) 小括

以上のような点を踏まえ、当委員会として慎重に検討した結果、本第三者割当に関する貴社の説明に不合理な点は見当たらず、調達予定の金額規模やその用途及び支出時期の予定に関する貴社の説明に照らしても合理性のある内容と考えられ、本第三者割当による資金調達は、貴社によって必要であると認められる。

2 本第三者割当の相当性

(1) 他の手法との比較

ア まず、銀行借入等の間接金融による資金調達については、貴社の説明によれば、現状の貴社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたということである。

既に述べているような貴社が置かれている現状に鑑みると、貴社の説明に不合理な点は見

当たらず、上記のような必要性のある資金を間接金融によって調達することは困難であると思料される。

イ 次に、エクイティ・ファイナンス手法での資金調達に関しては、公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行によることが考えられる。この方法によれば、一度に新株式を発行して必要となる資金調達を完了させることができる。しかし一方で、一般投資家の参加率が不透明であるほか、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性がある。

株主割当増資の方法も考えられるが、この場合も、既存株主の参加率が不透明であるといえる。

そうとすると、エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行の方法では、貴社が希望し、かつ必要性の認められる、早急、確実かつ機動的な、そして十分な資金が調達できる見込みは高くないといえる。

ウ 新株予約権だけに限定した資金調達を行う方法も考えられるが、この場合には、株価の動向により権利行使が進まず、当初想定していた資金調達ができない、又は実際の調達金額が当初想定されている金額を下回ることも想定される。

エ また、新株予約権の行使価額及び対象株式数を固定せず、株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債での資金調達も考えられるが、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きく、相当とは考えられない。

オ 以上から、他の手法と比較しても、本第三者割当によることの相当性が認められる。

(2) 増資金額の妥当性（資金用途の合理性）

ア 借入金返済金について

上記のとおり、貴社においては、2021年6月30日に返済期を迎える借入金（当初借入金額合計150百万円、利率年15.0%）が存在している一方で、貴社における新型コロナウイルスの影響を織り込んだ資金繰りを鑑み、貴社のキャッシュ・フローからの返済は困難であることが予測されている。

そうとすれば、本新株式の発行により調達した資金のうち174百万円を上記借入金（当初借入金額合計150百万円との差額である24百万円については返済期日時点の利息である。）返済のために充当することには合理性が認められる。

イ 運転資金について

次に、貴社においては、2022年3月期中に新型コロナウイルス感染症拡大は一定程度収束するとの仮定の下、貴社グループの連結経常利益見込み額は21百万円にとどまっている。そして、貴社のゲーム事業や中古住宅のリフォーム再販事業などが事業化するためには一定程度時間を要することから、2021年6月ないし同年9月末までの期間において、103百万円の資金収支の赤字を見込んでいる。

そのため、本新株式並びに本新株予約権により調達する資金のうち 103 百万円について、貴社グループの運転資金の補填のために充当することには合理性が認められる。

ウ スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費について
貴社においては、新たな収益基盤を構築すべく、本ゲームを開発しており、2021 年 5 月にリリースする予定であるが、上記のとおり、本ゲームの認知度を上げ、集客を拡大させ、もって収益性を高めるためには、各種プロモーションを行うことが極めて重要となるものといえる。

そのために、本ゲームリリース及びイベントのタイミングに合わせてゲーム紹介サイトに対しアフィリエイト広告を出すことや、イベント、TV 媒体、雑誌媒体に向けたプロモーションを行うことは合理的なものであるといえ、当該プロモーションの内容に鑑みれば、合計 100 百万円を充当するというのも合理的なものであるといえる。

エ 販売用不動産仕入資金について

貴社においては、2020 年より中古住宅のリフォーム再販事業に取り組んでおり、これまでに 10 物件の仕入・リフォーム・再販を行い、安定した収益を獲得している。

そのため、貴社において、収益基盤の安定化及び財務状態の健全化のために、実績のある中古住宅のリフォーム再販事業のための資金調達を行うことは合理的なものであるといえる。貴社の説明によれば、2021 年 6 月から 2023 年 5 月までの期間において当該事業資金枠として 942 百万円を計画し、1 件あたりの取得費用は 25 百万円程度を予定している本新株予約権の発行により調達した資金のうち 942 百万円を充当することには合理性が認められる。

オ 太陽光発電施設取得資金について

上記のとおり、貴社の置かれた状況を踏まえると、貴社においては、財務体質の改善及び運転資金ならびに事業資金を確保し、もって早期に持続的な経営の安定化を図ることが必要であるといえる。

このような必要性に鑑みれば、太陽光発電所などの再生可能エネルギーを利用した発電施設については、固定買取価格の見直しによるリスクがあるものの、新型コロナウイルスの感染拡大等パンデミック発生時においても安定した収益の獲得が見込まれるという貴社の説明、また本新株予約権の発行により調達した資金のうち 942 百万円を 2021 年 6 月から 2023 年 5 月までの期間における、太陽光発電所などの再生可能エネルギーを利用した発電施設に係る買取資金に充当することを予定しているという貴社の説明は、いずれも合理的なものであると認められる。

カ よって、資金使途は合理的なものであると認められる。

(3) 割当予定先の相当性

割当予定先として株式会社 TK コーポレーション（住所：東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー 4 階、代表取締役：木内 孝胤。以下「TK コーポレーション」という。）を選定した経緯は次のとおりである。すなわち、TK コーポレーションは、2020 年 7 月 19 日に実施した第三者割当増資による第 6 回新株予約権の割当先であり、2021 年 2 月までに 123 万株が

行使されていた。その後貴社の株価が行使価額を下回る水準で推移したことから、行使が進まず資金調達に滞っていた。そのため、今後の資金調達の弊害となりうることも検討し、2021年1月下旬に貴社は代表取締役である木内孝胤氏に同社が保有する第6回新株予約権の取得消却を打診し、消却を進めていた。その後、貴社においては、上記のような必要性から資金調達を進めていたものの、他社からの資金調達の議論が進まない状況となった際に、新たに本第三者割当に係る貴社のフィナンシャル・アドバイザーとなった GraSoo 株式会社（東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 玄 勝文。以下「GraSoo」という。）を介して TK コーポレーションに対して本新株予約権のスキームを提案し第三者割当増資の打診を行った。そして、2021年2月下旬に貴社代表取締役である片田朋希氏と TK コーポレーションの代表取締役である木内孝胤氏が面談により、貴社の経営方針及び資金ニーズ及び本新株予約権のスキームを説明したところ、貴社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに貴社の事業及び事業環境の進展による貴社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において貴社のニーズと合致すると判断し、割当予定先に選定したということである。そうとすると、割当予定先として TK コーポレーションを選定した経緯に不合理な点は見当たらない。

次に、株式会社ウツミ屋（住所：広島県広島市中区立町1番20号、代表取締役：打海 英敏。以下「ウツミ屋」という。）は、貴社代表取締役の片田氏と同郷であり、親交のあった打海英敏氏が代表取締役である会社であり、また景祥針織有限公司（所在地：Flat C, 17/f, Block 2, Golden Dragon Industrial Centre, 162-170 Tai Lin Pai Road, Kwai Chung, New Territories, Hong Kong、代表者：施景祥（Shih King Cheung））。以下「景祥針織」という。）及び令和キャピタル有限責任事業組合（所在地：東京都千代田区神田神保町一丁目18番1号千石屋ビル201号室、業務執行組合員：ニューエネルギーマネジメント合同会社。以下「令和キャピタル」という。）は、いずれも貴社のフィナンシャル・アドバイザーである GraSoo から紹介を受けた会社であるが、いずれも本第三者割当の引受けの目的が純投資にあり、貴社の経営に参加し、また貴社を子会社化又は系列化する意向がないということである。そうとすると、ウツミ屋、景祥針織、及び令和キャピタルを割当予定先として選定した経緯に不合理な点は見当たらない。

そして、貴社が独立した第三者機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂2丁目8番11号 代表取締役：羽田寿次）に依頼して行った調査においても、割当予定先である TK コーポレーション、ウツミ屋、景祥針織、令和キャピタル及び業務執行組合員であるニューエネルギーマネジメント合同会社（以下「割当予定先等」という。）について、割当予定先等の役員、主要株主（主な出資者）及び関連会社と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されていない。そして、貴社において、割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力暴力団等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出している。

以上から、TK コーポレーション、ウツミ屋、景祥針織、及び令和キャピタルは、いずれも本

第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

(4) 発行条件の相当性

ア 本新株式の払込金額について

次に、本新株式の発行における発行価額の決定方法については、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（2021年5月20日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における貴社株式の終値 189 円を基準とし、直前取引日の終値 189 円から 8.9%ディスカウントした金額（173 円）とされている。

上記発行価額の決定方法については、直近の市場価額に基づくものであり、またこの決定方法を採用した理由に特に不合理と認められる点はない。また、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近の価額)に 0.9 を乗じた以上の価額であること。」とされているところ、上記発行価格はかかる基準に適合している。

発行価額のディスカウント率を 8.9%とした経緯は、2021年3月期において、売上高 2,652 百万円（前年同期は 2,392 百万円）、営業損失 1,464 百万円（前年同期は 298 百万円の営業損失）と大きく減少していることや、純資産 67 百万円（前年同は 1,479 百万円）と大きく毀損した財政状態を総合的に勘案し、貴社と割当予定先との発行価額における交渉の結果であるとされている。このような経緯に不合理な点は見受けられないし、上記「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の基準に適合しているものである。

なお、当該発行価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である 189 円から 8.9%のディスカウント、当該直前取引日までの 1 カ月間の終値平均である 154 円から 12.34%のプレミアム、当該直近取引日までの 3 カ月間の終値平均である 152 円から 13.82%のプレミアム、当該直近取引日までの 6 か月間の終値平均である 158 円から 9.49%のプレミアムとなっている。しかし、上記「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の基準に適合していることからすれば、本新株式の発行における発行価額は有利発行には該当せず、相当なものと認められる。

イ 本新株予約権の発行価額について

本新株予約権の発行における発行価額について、貴社は、発行価額の決定に際して、公正を期すために、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表者：代表取締役 能勢 元）に依頼したところ、貴社の株価（2021年5月20日の終値）、貴社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート-0.13%）、ボラティリティ（70.64%）、クレジット・コスト（25.66%）及び 1 日当たりの売却可能株式数（直近 2 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり日次売買高の中央値（130,250 株））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2021年6月8日から 2023年6月7日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価

値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を248円（1株当たり2.48円）と算定した。

当該算定は、貴社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、貴社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、この評価額が妥当であることを前提として決定される本新株予約権の発行価額（金248円）も、特に有利な金額には該当しないといえる。以上から、本新株予約権の発行価額は発行条件として相当であると認められる。

また、本新株予約権の行使価額は、貴社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、貴社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2021年5月20日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における貴社普通株式の普通取引の終値である189円と同額とし、本新株予約権の割当日以降、行使価額は到来する毎週金曜日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における貴社普通株式の終値の91%に修正されるものとされた。

以上の諸事情を考慮すると、割当予定先との協議により、かかる金額を本新株予約権の行使価額とすることを合意したことは、許容され得るものと考えられる。

(5) 払込みの確実性

TK コーポレーションからは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けており、割当予定先の2021年3月26日から同年5月6日の預金通帳の写し、及び2021年3月10日付「コミットメントライン契約書」を入手しており、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金を保有していることが確認されている。

ウツミ屋からは、本新株及び本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けており、割当予定先の2021年3月25日現在の預金通帳の写しとともに2018年3月期から2020年3月期の同社の決算公告資料を入手しており、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金を保有していることが確認されている。

景祥針織からは、本新株及び本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けており、割当予定先の2021年4月15日現在の銀行口座の写しを入手しており、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金を保有していることが確認されている。本新株予約権の権利行使資金については、一度に景祥針織が引き受けた本新株予約権の

全てを行使できるだけの資金を保有していないが、景祥針織における本新株予約権の権利行使については、本新株を売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返す方針であることの説明を施景祥氏（Shih King Cheung）氏より貴社代表の片田氏が口頭にて報告を受けているとのことである。

令和キャピタルからは、本新株及び本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けており、2021年1月25日から同年4月22日までの預金通帳の写し、及び株式会社和円商事（東京都中央区日本橋久松町9番12号、代表取締役 本多 敏行）から同社に対する2021年4月22日付「金銭消費貸借契約書」（金額：200百万円、期限：2021年12月31日、金利：年1.2%、担保保証：なし）の写しを入手しており、同社が、株式会社和円商事からの借入金を原資として、本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金を保有していることが確認されている。併せて、株式会社和円商事からの貸付金の原資が自己資金である旨を、令和キャピタルより口頭並びに2018年12月期から2020年12月期の3期分の和円商事の決算書を入手の上確認されている。

したがって、各割当予定先から提出された資料により、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることが確認されているものであり、資金調達の確実性があり、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みについては、問題ないものと思料される。

(6) 既存株主への影響

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,678,700株及び10,963,100株の合計12,641,800株となり、2021年3月31日現在の発行済株式総数14,348,300株（議決権数140,461個）に対して、合計88.11%（議決権比率90.00%）の希薄化が生じる。

このように、株式が希薄化すること自体は、既存株主の保有する株式の価値を定価させる面があることは否定できない。

しかしながら、本第三者割当は、いずれも特に有利ではない条件で行われるものであって既存株主への経済的な損失を伴うものではなく、また、上記で述べた貴社の置かれた状況や資金調達の必要に照らせば、本第三者割当による資金調達がなければ貴社の存続自体が危ぶまれる事態にもなりかねず、上記希薄化を上回る利益が既存株主にもたらされるとの貴社の説明は合理的なものであるといえる。

また、貴社は割当予定先に対して貴社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しているということであり、既存株主の利益にも配慮された措置が講じられているものである。

したがって、希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当は既存株式の価値を維持し向上するために有効な手段であり、かつ、適切な手続きを踏んだ上で実施される予定であることから、相当性を有すると考える。

(7) 小括

以上のような点を踏まえ、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当という資金調達手段は、相当であると認められる。

3 結語

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当による資金調達は、必要性、相当性いずれも認められる。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

また、本日開催の当社取締役会においても、本第三者委員会の意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績

決 算 期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売 上 高	1,083百万円	2,392百万円	2,652百万円
営 業 損 失	△172百万円	△298百万円	△1,464百万円
経 常 損 失	△280百万円	△375百万円	△1,347百万円
当期純利益又は純損失 (△)	△277百万円	△488百万円	△1,693百万円
1株当たり当期純損失 (円)	△29.54円	△47.20円	△127.93円
1株当たり配当金(円)	－円	－円	－円
1株当たり純資産(円)	160.02円	124.48円	3.05円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2021年5月21日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 14,348,300 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	130,000 株	0.91%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
始 値	682 円	314 円	90 円
高 値	742 円	365 円	308 円
安 値	202 円	62 円	75 円
終 値	319 円	85 円	151 円

②最近6ヶ月間の状況

	2020年		2021年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	142 円	139 円	122 円	133 円	150 円	150 円
高 値	181 円	149 円	145 円	175 円	172 円	160 円
安 値	135 円	110 円	115 円	129 円	124 円	131 円
終 値	140 円	120 円	131 円	147 円	151 円	145 円

※2020年11月1日から2021年4月30日までの状況となります。

③発行決議日前営業日株価

	2021年5月20日
始値	180 円
高値	189 円
安値	177 円
終値	189 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割当日	2019年9月9日
発行新株予約権数	23,620個（新株予約権1個につき100株）
発行価額	新株予約権1個につき274円（総額 6,471,880円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取り概算額）	646,573,880円（差引手取額概算額 641,633,880円） （内訳） 新株予約権発行分 6,471,880円 新株予約権行使分 640,102,000円
割当先	三田証券株式会社
募集における発行済株式数	9,787,300株
当該募集による潜在株式数	2,362,000株
現時点における行使状況	全部個数の行使は完了しております。
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	不動産物件（京都ホステル）に関する取得資金の一部 2019年9月から2019年11月 不動産物件（札幌ホステル）に関する取得資金の一部 2019年10月から2020年1月
現時点における充当状況	不動産物件（京都ホステル）に関する取得資金の一部 5百万円 不動産物件（札幌ホステル）に関する取得資金の一部 435百万円

・第三者割当による第6回新株予約権の発行

割当日	2020年7月19日
発行新株予約権数	29,618個（新株予約権1個につき100株）
発行価額	新株予約権1個につき276円（総額 8,174,568円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取り概算額）	541,298,568円（差引手取額概算額 509,839,140円） （内訳） 新株予約権発行分 8,174,568円 新株予約権行使分 533,124,000円
割当先	株式会社TKコーポレーション
募集における発行済株式数	12,149,300株
当該募集による潜在株式数	2,961,800株
現時点における行使状況	12,390個が行使済であり、17,228個については、2021年3月31日に取得し消却しております

2020年11月30日付「資金使途の変更に関するお知らせ」及び2021年5月21日付「(訂正)「資金使途の変更に関するお知らせ」の一部訂正について」にて公表しましたとおり、資金使途を一部変更したうえで、それぞれ各金額を充当しております。

2020年7月1日付開示「第三者割当による第6回新株予約権の発行に関するお知らせ」において、M&A等により時間とリスクを限定し、事業領域の拡大及び収益基盤の安定化を図ることを目的として第6回新株予約権を発行することとし、手取金の使途は当初以下のとおり開示いたしました。

具体的な使途	金額	支出予定時期
成長投資（M&A）に要する資金	509百万円	2020年8月から2021年7月

その後、2020年11月30日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、M&A等については複数の案件を検討してまいりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響は想定外に大きく、収束時期も不透明なことから、当面の事業戦略として既存事業の強化及び立て直しを優先させることが重要であると判断し、以下のとおり資金使途及び充当時期を変更いたしました。

なお、()内は充当済み金額を示しており、2020年10月7日付開示「株式会社SATASとの資本・業務提携に関するお知らせ」のとおり、同社株式取得費用に充当しております。

具体的な使途	金額	支出予定時期
成長投資（M&A）に要する資金	119百万円 (31百万円)	2020年8月から2021年7月
不動産物件取得資金	210百万円	2020年11月から2022年7月
CLUB CAMELOTリニューアル工事資金	150百万円	2020年12月から2021年3月
アトリエブックアンドベッド株式会社の 運転資金	30百万円	2020年12月から2021年3月

当社は、2020年7月1日付「第三者割当による第6回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び2020年11月30日付「資金使途の変更に関するお知らせ」を公表した当時、第三者割当増資による調達資金にかかる資金使途以外の目的で支出した資金につきましては、当社グループにおける手許自己資金からの支出で賄えているものと認識しておりました。しかしながら、再検証を行った結果、2020年9月における手許自己資金が運転資金その他の支出に対して不足しており、結果的に第三者割当増資による調達資金の一部がこれに充当されていたことが判明したため、実態に則した記載に改めて、訂正することといたしました。

また、2021年3月31日付で未行使の第6回新株予約権の全部を取得し消却したことから、調達資金の総額は231百万円（発行諸費用を除く手取金は215百万円）となりました。

これらの結果、現時点における充当状況は以下のとおりです。

具体的な使途	金額	支出予定時期
成長投資（M&A）に要する資金	31百万円	2020年10月から2020年11月
不動産物件取得資金	115百万円	2020年11月から2020年12月
CLUB CAMELOTリニューアル工事資金	59百万円	2020年12月から2021年1月
運転資金	10百万円	2020年9月

以上

【別紙 1】

募集株式の発行要項

- | | |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 募集株式の種類 | 当社普通株式 1,329,400 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき 173 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 229,986,200 円 |
| 4. 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 金 114,993,100 円
資本準備金 金 114,993,100 円 |
| 5. 申込日 | 2021 年 6 月 7 日 |
| 6. 払込期日 | 2021 年 6 月 7 日 |
| 7. 募集又は割当方法 | 第三者割当による |
| 8. 割当先及び割当株式数 | 株式会社ウツミ屋 173,400 株
景祥針織有限公司 578,000 株
令和キャピタル有限責任事業組合 578,000 株 |
| 9. 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 本郷支店 |
| 10. その他 | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。 |

GFA 株式会社
第 7 回新株予約権発行要項

- | | | |
|-------------------|-------------------------------------|-----------|
| 1. 新株予約権の名称 | GFA 株式会社第 7 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。） | |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額 | 金 28,054,752 円 | |
| 3. 申込期日 | 2021 年 6 月 7 日 | |
| 4. 割当日及び払込期日 | 2021 年 6 月 7 日 | |
| 5. 募集の方法及び割当先 | 第三者割当の方法により割り当てる。 | |
| | 株式会社 TK コーポレーション | 100,955 個 |
| | 株式会社ウツミ屋 | 1,587 個 |
| | 景祥針織有限公司 | 5,291 個 |
| | 令和キャピタル有限責任事業組合 | 5,291 個 |

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 11,312,400 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」といいます。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 113,124 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 248 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 2.48 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」といいます。）は、金 189 円とする。
10. 行使価額の修正
- (1) 本項(2)号を条件に、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 91%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。
- 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。「修正日」とは、割当日の翌取引日以降、毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とする。
- (2) ただし、修正日にかかる修正後の行使価額が 100 円（以下「下限行使価額」とい、第 11 項による調整を受ける。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
11. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記の第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{整後} & & & & \text{交付普通} & & \text{1株当たり} \\
 \text{行使価} & = & \text{調整前} & & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\
 \text{額} & & \text{行使価} & \times & & & \\
 & & \text{額} & & \text{既発行普通} & + & \text{時価} \\
 & & & & \text{株式数} & & \\
 & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{交付普通株式数}
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期

については、次に定めるところによる。

- ①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、または係る発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合（但し、当社またはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員または使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に} \\ \text{より当該期間内に} \\ \text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うこ

とができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2021年6月8日（本新株予約権の払込完了以降）から2023年6月7日までとする。但し、かかる期間の最終日が営業日でない場合にはその直前の営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。営業日とは、日本の法令に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所

の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 248 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、取締役会決議日の直前取引日（2021 年 5 月 20 日）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 本郷支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上